

平成23年 改正(案) 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>組合規約 第19条(組合費及び保険料)1項 組合費は一ヶ月3,500円とし毎月末日までに翌月分を納入しなければならない。但し、毎年7月1日現在において71歳になる者は2,500円、75歳になる者は減額とする。</p>	<p>組合規約 第19条(組合費及び保険料)1項 組合費は一ヶ月3,500円とし毎月末日までに翌月分を納入しなければならない。但し、次の各号に当該する組合員は減額とする</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>毎年7月1日現在において70歳になる者は2,500円とする。</u></li> <li>2. <u>75歳の誕生日を迎えた日を含む月より1,000円とする。</u></li> <li>3. <u>青年部員となる者は2,500円とする。</u></li> </ol> <p><u>(附則) この規約は2011年1月10日より施行する。</u></p>	<p>青年部の組合費減額の改正理由について ・青年部員の組織人員が増えにくい現状にあるため拡大目的のため改正をする</p>